建築解体工事特記仕様

1．共通仕様
（1）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び「建築物解体工事共通仕様書（平成24年度）」（以下、「解体共通仕様書」という。）により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下、「改修標準仕様書」という）「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成25年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）」による。
また、解体共通仕様書中「請負者」とあるのは、「受注者」と読み替えるものとする。
（2）改修工事を本工事に含む場合は、各改修仕様書を適用する。

2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項の中で選択する事項（・印の付いたもの）は、(・)印の付いたものを適用する。
（3）特記事項に記載の[解　　]内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[改　　]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[標　　]内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）東海地震に係る地震防災対策強化地域内における工事にあっては「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第２６条（臨機の措置）によって処理されたものとする。

章		特記事項
一般共通事項	①適用基準等	工事写真の撮り方（改訂第二版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修 ・三重県建設副産物処理基準
	②工事実績情報の登録	請負代金額が５００万円以上（消費税込み）の元請負人は、工事実績情報を（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録するものとする。［解1.1.4］ なお、登録内容を訂正する必要が生じた場合は、標準仕様書に記載された登録の手順に準じて訂正するものとする。 また、変更契約日と工事完了日の間が、１０日に満たない場合は、変更契約時の登録を省略することができるものとする。
	③工事の記録	工事写真　［解1.2.3］
	4 電気保安技術者	・適用する　［解1.3.3］
	⑤施工条件	(・) 施工時間　（ 基本 8:30～17:00 ）［解1.3.5］ (・) 施工順序　(・)指定なし ・図示 ・ ） (・) 工事用車両の駐車場　(・)指定なし ・図示 ・敷地内 ・ ） (・) 資機材置場　(・)指定なし ・図示 ・敷地内 ・ ） (・) 現場事務所　(・)指定なし ・図示 ・敷地内 ・ ）
	⑥発生材の処理等	発注者に引渡しを要するもの　［解1.3.10］ ・ 金属類 ・ ＰＣＢ含有物（５章　３～４項参照） ・ 引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成して監督職員へ提出すること。 (・)引き渡しに要する以外のものには、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資材の有効な利用を促進する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し監督職員に報告する。 （ﾏﾆﾌｪｽﾄA、B2、D、E票を提示し、集計表を提出すること。）
	⑦騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
	⑧近隣との折衝	工事の施工に当たっての近隣との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。 (2) 工事に関して、第三者から説明の要求または苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

章		特記事項
仮設工事	②①騒音・粉塵等の対策	騒音・粉塵等の対策　［解2.2.1］ ※防音パネル　・防音シート　・メッシュシート、養生シート等 設置範囲及び高さ ※図示　・ 足場　・枠組足場　・単管本足場　(・)くさび緊結式足場 足場を設ける場合、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　平成21年４月）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」（厚生労働省　平成21年４月「手すり先行工法に関するガイドライン」について（別紙１））における２の（２）手すり掘置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	②監督職員事務所	・ 設ける　［解2.3.1］ ・構内既存建物の一部を使用する。 ・構内に新設する。 規模（m２程度）　・１０　・２０　・３５　・６５　・１００ (・)設けない
	③工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できる （・ 有償 ・ 無償）(・) 利用できない
	④工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる （・ 有償 ・ 無償）(・) 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。
解体施工	③1 杭の解体	杭の解体　・行う　・行わない　［解3.8.2］ 杭の解体工法　・引抜き工法　・破砕による解体
	2 樹木等	樹木の伐採抜根　［解3.9.1］ ・ 行う　・
	3 地下埋設物、埋設配管	地中埋設物及び埋設配管の解体　［解3.10.1］ ・ 行う　・
	④解体後の整地	解体後の埋戻し及び盛土　［解3.11.1］［標表3.2.1］ (・)行う（各層30cm程度毎に締め固めること） 整地高さ　(・)現状ＧＬ　(・)図示（場内整備工事図参照） 種別 ・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土 Ｃ種の場合 「建設発生土情報交換システム」を活用し、以下の土質の土とする。 発生土利用基準（国営計第59号平成18年８月10日） 表－３　適用用途標準（１）・第１種、第２種、第３種　・ Ｄ種の場合 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、六価クロム溶出試験を行う。 建設汚泥から再生した処理土の場合 「建設汚泥処理土利用技術基準について（国営計第41号 平成18年6月12日）表－４建設汚泥処理土の適用用途標準」における下記の区分とする。 ・第３種処理土　・ ・行わない
	⑤基礎の撤去	(・)行う　・行わない

章		特記事項
建設廃棄物の処理	④①発生材の処理等	注）以降４章及び５章に示す内容については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督職員と協議する。 (・) 建設副産物情報交換システムの利用 請負者は受注時において述べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前に「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出 すること。 また、工事完了後にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へ実施報告書を行うこと。 なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 本工事の施工にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」を参考に適切な処理に努めるものとする。 (・)特定建設資材の再資源化等 本工事が、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法第104号　以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表１又は２の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「７解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事が「建設リサイクル法」の対象工事外である場合においても前記に準じ適切な措置を講ずるものとする。 建設リサイクル法　・対象工事 (・)対象工事外 ・別表１　建築物に係る解体工事

工程ごとの作業内容及び解体方法

工程	作業内容	分別・解体の方法
(・)建築設備、内装材等	(・)有 ・無	(・)手作業 ・手作業と機械作業の併用
(・)屋根ふき材	(・)有 ・無	(・)手作業 ・手作業と機械作業の併用
(・)外装材・上部構造部分	(・)有 ・無	(・)手作業 ・手作業と機械作業の併用
(・)基礎	(・)有 ・無	・手作業 (・)手作業と機械作業の併用
(・)その他（祭り用備品 軽トラック 船）	(・)有 ・無	(・)手作業 ・手作業と機械作業の併用

・別表２　建築物以外の物に係る解体工事又は新築工事等（・外構　・工作物等）

工程ごとの作業内容及び解体方法

工程	作業内容	分別・解体の方法
・仮設	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・土工	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・本体構造	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・本体付属品	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

手作業・機械作業を併用する理由
(・)建築設備の取り外し　（ 近隣住居への騒音の配慮 ）
(・)内外装材料の取り外し　（ 近隣住居への騒音の配慮 ）